

品確法遵守自己診断チェックシート

揮発油販売業者は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(「品確法」)に基づき、石油製品の適正な品質の確保、消費者利益の保護を図る観点から、登録や品質分析等の義務の遵守が求められています。仮にこれらの義務を履行せず、違反した場合は、行政処分(事業停止命令等)や罰則が課される場合があります。

この品確法遵守自己診断チェックシートは、揮発油販売業者が自ら、品確法の義務の遵守状況を自主的に確認するためのものです。以下の設問のうち遵守していない項目がありましたら、速やかに是正して下さい。

※各項目の解説は別紙参照。

| | | | |
|--|----|-----|----|
| 1 品確法に基づく揮発油販売業の登録を受け、経済産業局又は経済産業省から、登録番号をもらっていますか？給油所ごとに登録が必要です。仕入販売の権限を含む業務委託を受けたときも登録が必要です。 | はい | いいえ | 不明 |
| 2 給油所の追加、減少、担当役員の変更(法人の場合)について変更登録を行っていますか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 3 吸収合併や事業譲渡、相続等承継について届け出ていますか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 4 法人名称・住所、個人の場合は氏名・住所の変更、給油所の名称変更・住所表記の変更(移転は含まず)、タンク容量及び計量器の数の変更等について届け出ていますか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 5 挥発油販売業を廃業(全ての給油所を廃止)している場合届け出ていますか？※一部の給油所を廃止する場合は2となります。 | はい | いいえ | 不明 |
| 6 挥発油の品質分析について 品質維持計画(軽減認定)を受けていない場合 ・ 登録分析機関と10日ごとに分析を行う旨の契約をしていますか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 品質維持計画(軽減認定)を受けている場合 ・ 品質維持計画の認定は有効期限内のものですか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 品質管理者を選任・解任した際に届け出ていますか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 登録分析機関との分析契約が失効した場合又は別の登録分析機関に契約を変更した場合に届け出ていますか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 7 法律に基づき、給油所内に指定様式による表示を行っていますか？ | はい | いいえ | 不明 |
| 8 帳簿の記載を行っていますか？ SQマークを貼っている場合 ・ 標準規格に関する帳簿(上記の帳簿とは異なります)の記載を行っていますか？ | はい | いいえ | 不明 |

※上記6の品質分析は揮発油販売業者が自ら又は登録分析機関に委託して揮発油の品質の分析を行うものです。(社)全国石油協会が行っている試買事業とは異なりますのでご注意下さい。

※給油所の設置等にあたっては、別途消防当局及び税務当局への許可等が必要です。消防関係又は税務関係で不明な点がありましたら、関係の消防当局及び税務当局へお問い合わせ下さい。

※品確法の制度の概要につきましては、各経済産業局のホームページや、石油協会発行のパンフレット「石油製品と品質管理」またはホームページ(<http://www.sekiyu.or.jp/>)をご覧下さい。

○上記の設問で「いいえ」又は「不明」を選択された方へ

※上記の経済産業局(省)への申請・届出手続きは、揮発油販売業者が自ら行うものですが、元売や特約店が事実上代行する形で書類を提出している場合もありますので、元売・特約店にもご確認ください。

※それでも状況がわからない場合は、組合員の場合は各都道府県石油組合、若しくは管轄の経済産業局(省)まで、どこの所管か不明な場合は最寄りの経済産業局までお問い合わせください。

【経済産業局及び経済産業省(資源エネルギー庁)へのお問い合わせ先】

| | 電話番号 | ホームページアドレス |
|--|--------------|---|
| 北海道経済産業局 資源・燃料課 [管轄: 北海道] | 011-709-1788 | https://www.hkd.meti.go.jp/information/sigen_energy/sekiyu_lpgas.htm |
| 東北経済産業局 資源・燃料課 [管轄: 青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島] | 022-221-4934 | https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/oil.html |
| 関東経済産業局 資源・燃料課 [管轄: 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟、静岡] | 048-600-0371 | https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sekiyu_jigyo/index.html |
| 中部経済産業局 燃料課 [管轄: 岐阜、愛知、三重、富山、石川] | 052-951-2781 | https://www.chubu.meti.go.jp/d51ssekiyu/index.html |
| 近畿経済産業局 資源・燃料課 [管轄: 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山] | 06-6966-6044 | https://www.kansai.meti.go.jp/shigen-nenryo.html |
| 中国経済産業局 資源・燃料課 [管轄: 鳥取、島根、岡山、広島、山口] | 082-224-5715 | https://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/p4.html#sekiyu |
| 四国経済産業局 資源・燃料課 [管轄: 徳島、香川、愛媛、高知] | 087-811-8536 | https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesaku_docs/0505_sekiyu/tetsuzuki_yoshiki/tetsuzuki.html |
| 九州経済産業局 石油課 [管轄: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島] | 092-482-5476 | https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/sekiyu/index.html |
| 沖縄総合事務局 経済産業部 石油・ガス課 [管轄: 沖縄] | 098-866-1756 | http://www.ogb.go.jp/keisan/9738/sekiyu01 |
| 資源エネルギー庁 石油流通課 | 03-3501-1320 | https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/hinnkakuhou/ |

【品確法遵守チェックシート別紙】

- 1 挥発油販売業を行おうとする方は、給油所ごとに、事前に品確法の揮発油販売業者の登録を受ける義務があります。登録がなされると、経済産業局又は経済産業省から、登録日及び登録番号が記載された登録通知書が送付されます。(揮発油販売業登録申請書 様式第1)
- 2 上記1で登録を受けた後、以下の登録事項に変更が生じる場合に、変更登録を事前に受ける必要があります。変更登録がなされると変更登録通知書が送付されます。登録の状況については、当該変更登録した際の申請書及び変更登録通知書をご確認ください。(揮発油販売業変更登録申請書 様式第6)
 - ・給油所を追加(新設もしくは譲受)する場合。
 - ・給油所を減少(廃棄もしくは譲渡)する場合。
 - ・給油所の場所の移転。
 - ・法人等で代表者を含む担当者役員が変更(登記が済み次第)。
- 3 法人の場合、吸収、合併や事業譲渡(土地建物等を含むあらゆる債権債務関係を移転させる場合のみ。施設のみの譲渡など一部のみの譲渡は含まない。)を行った際は、登記終了後、届出が必要です。
個人の場合も相続や事業譲渡によって、承継が生じた場合は同様に届出が必要です。(揮発油販売業承継届出書 様式第3)
- 4 以下の変更が生じたときは、届出が必要となります。(揮発油販売業者氏名等変更届出書 様式第7)
 - ・法人の名称、住所 個人事業者の氏名、住所の変更
 - ・給油所名称の変更。
 - ・区画整理等による地番の変更(移転の場合は、変更登録となります)。
 - ・給油施設の変更(揮発油に関する①タンク容量②計量器数(計量器数は同時給油可能なノズルの数))。
- 5 挥発油販売業を廃業(全ての給油所を廃止)した場合は届出が必要となります。一部の給油所を廃止する場合は、2を参照のこと。(揮発油販売業廃止届出書 様式第8)

6 挥発油販売業者は、自ら又は登録分析機関に委託して、揮発油の品質の分析を行う義務があります。委託する場合は、以下の2通りがあります。

①10日に1回の分析の委託

登録分析機関との委託契約の期限に注意が必要です。

②品質維持計画(軽減認定)の認定による1年に1回の分析の委託

品質維持計画は、1年又は2年ごとの認定の更新が必要なので、認定の有効期限に注意が必要です。

※「登録分析機関」とは、経済産業省で登録した(社)全国石油協会などの試験分析機関です。

給油所ごとに、それぞれ品質管理者を選任し、届け出る必要があります。複数の給油所の品質管理者にはなれませんので、ご注意ください。また、品質管理者を変更した場合にも届出が必要です。(品質管理者選任(解任)届出書 様式第9)

登録分析機関に委託して分析を行っている場合は、①当該委託契約が失効した場合、②別の登録分析機関と契約した場合、又は③自ら分析設備を保有して分析を行うこととした場合については、その旨を届け出る必要があります。

7 給油所ごとに、登録事項について、表示を行う義務があります。表示の例は以下のとおりです。

なお、品質維持計画を受けていない場合は、一番下の欄は不要です。

材質は問いませんが、消費者から見やすいところに掲げてください。

| 揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示 | |
|--|-------------|
| 氏名又は名称 | (株)経済 |
| 登録年月日 | 昭和60年3月10日 |
| 登録番号 | 3-25797 |
| 給油所の名称 | 石油流通給油所 |
| 品質管理者の氏名 | 資源 太郎 |
| 使用する分析設備の種類 又は登録分析機関の名称 | (社)全国石油協会委託 |
| 経済産業省生産揮発油品質維持計画認定店 計画終了日 平成21年10月30日(計画終了日を記載) | |

40cm以上

10cm以上

60cm以上

8 登録分析機関に揮発油の品質の分析を委託をされている場合は、登録分析機関から送付される分析結果に、①購入した油種(分析を行った揮発油の種類)、②揮発油の購入先(分析のために回収を行った直前の仕入れ先)、③購入した日(分析のために回収を行った直前の仕入れ日)の3点を記載し保管することで、帳簿に代えることができます。当該帳簿は2年間保存してください。

また、SQマークを表示している場合は、別途SQマーク用の帳簿が必要となります。こちらは、給油所毎に、品質保証書の保証期間、標準揮発油等の区分、品質確認年月日、品質確認の方法、確認を行った者、品質確認の結果、SQマークの表示の期間と場所を記載し、元売等生産業者から送られてくる品質の確認の結果を添付し、2年間保存してください。